

茂原市健康づくり推進協議会設置条例

(設置)

第1条 市民の総合的な健康づくり対策を推進するため、市長の附属機関として茂原市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議するものとする。

- (1) 健康づくり事業の推進に関すること。
- (2) 健康づくりの基盤整備に関すること。
- (3) 健康づくりの啓蒙普及に関すること。
- (4) その他市民の健康づくりの目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健所、医師会等の代表
- (2) 関係行政機関代表
- (3) 学校及び事業所の代表
- (4) 健康生活推進委員会の代表
- (5) 知識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成4年茂原市条例第8号抄）

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日茂原市条例第7号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。